

西区連合町内会・自治会連絡協議会 5月定例会

平成29年5月18日(木) 13:30～
西区役所3階B会議室

次 第

1 行政等からの情報提供

裏面参照(No.1～18)

2 その他

<次回区連会定例会日程>

(1) 日時 6月19日(月) 13:30～

(2) 場所 西区役所3階B会議室

議題一覧

No.	区分	種別	議題	資料	担当課等	説明者
1	関係機関	お知らせ・報告	戸部警察署管内犯罪等概況について	①	戸部警察署	加藤刑事担当次長
2	関係機関	お知らせ・報告	西区内の火災・救急概況について	②	西消防署	中嶋署長
3	関係機関	お知らせ・報告	平成29年度西区自衛消防隊消防操法技術訓練会の開催について	③	西消防署	尾崎予防課長
4	市連会	お知らせ・報告	平成29年度以降の災害用地下給水タンクの開設について	④	水道局	寺井中村水道事務所長 平山中村水道事務所担当課長
5	区	お知らせ・報告	平成29年度「西区運営方針」について	⑤	区政推進課	本多区政推進課長
6	区	お知らせ・報告	「自治会町内会向け個人情報取扱い説明会」の開催について	⑥	地域振興課	五月女地域振興課長
7	区	お知らせ・報告	「西区防災情報付広報掲示板整備補助金」について	-	地域振興課	五月女地域振興課長
8	区	お知らせ・報告	平成29年度西区初期消火器具等整備補助の開始について	⑧	総務課	永峯総務課長
9	市連会	お知らせ・報告	「弾道ミサイル落下時の行動」に関する広報よこはま6月号での周知について	⑨	総務局	永峯総務課長
10	市連会	お知らせ・報告	「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」について	⑩	健康福祉局	山田高齢・障害支援課長
11	区	お知らせ・報告	横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた西区行動指針の策定について	⑪	高齢・障害支援課	山田高齢・障害支援課長
12	区	班回覧	西区介護予防講座「女性の健康応援講座～尿もれが心配なあなたへ～」開催チラシの班回覧について	⑫	高齢・障害支援課	山田高齢・障害支援課長
13	関係機関	班回覧	平成29年度第1回フードドライブ運動の開催チラシの班回覧について	⑬	西区社会福祉協議会	山下事務局長
14	関係機関	班回覧	シアター249(にしく)「ギブン」上映会のチラシの班回覧について	⑭	西区「みんなの学校」 上映実行委員会	阿部ガッツ・ビーと西所長
15	局	班回覧	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター市民講演会の開催チラシの班回覧について	⑮	脳卒中・神経脊椎センター	角経営改革推進担当係長
16	関係機関	班回覧	「西区民児協機関紙「水仙」第20号」の班回覧について	⑯	西区民生委員児童委員協議会	本間福祉保健課長
17	関係機関	ポスター掲出	第42回西区民まつりステージ出演者・「くらしの広場」出店団体の公募に関するポスター掲出について	⑰	西区民まつり実行委員会	五月女事務局長 (地域振興課長)
18	関係機関	協力金の納入依頼	「ふるさと西区推進委員会」協力金の納入について	-	ふるさと西区推進委員会	五月女事務局長 (地域振興課長)

1 行政等からの情報提供

〈市連会、区、その他からの報告及び依頼事項〉

[自治会・町内会長へのお知らせ・報告]

1 戸部警察署管内犯罪等概況について

〔お知らせ〕

(戸部警察署)

(議題 1 の資料参照)

加藤刑事担当次長

2 西区内の火災・救急概況について

〔お知らせ〕

(西消防署)

(議題 2 の資料参照)

中嶋署長

3 平成 29 年度西区自衛消防隊消防操法技術訓練会の開催について

〔お知らせ〕

(西消防署)

(議題 3 の資料参照)

尾崎予防課長

「住む人、訪れる人が安全・安心を実感できる西区の実現」に向け、今年も区内事業所の「自衛消防隊」が消火技術の訓練成果を競い合う訓練会を開催します。

(1) 日時

5月30日(火)9時00分から12時00分まで(荒天の場合は31日に延期)

(2) 場所

神奈川区沢渡4-7 沢渡中央公園(横浜市民防災センター前)

(3) 内容

西区内の事業所「自衛消防隊」が消火技術の訓練成果を披露し順位を競います。

(4) 問合せ先

西消防署予防課予防係 電話313-0119

【5月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

4 平成29年度以降の災害用地下給水タンクの開設 について

〔お知らせ〕

(市連会・水道局)

(議題4の資料参照)

寺井中村水道事務所長

平山中村水道事務所担当課長

水道局では、熊本地震での教訓を踏まえ、横浜市管工事協同組合との連携を強化します。この取組みの一つとして、地域防災拠点での応急給水作業の担い手確保のため、平成29年度から、横浜市管工事協同組合が災害用地下給水タンクでの防災訓練に参加し、発災時も市民の皆さまの災害用地下給水タンクでの応急給水作業を補助します。

(1) 災害時給水所

災害時に飲料水を確保できる施設として、災害用地下給水タンクや緊急給水栓等の災害時給水所を、概ね500m圏内で整備しています。これらの災害時給水所は、地域防災拠点の小・中学校、公園、みなとみらい地区等に設置しています。

(2) 災害用地下給水タンク防災訓練

これまで、市内134か所の災害用地下給水タンクで応急給水訓練を実施してきており、その中でも地域防災拠点に設置されている105か所については優先的に実施させていただいております。

今年度も引き続き、災害用地下給水タンクの応急給水訓練を実施します。

<西区の災害用地下給水タンク設置場所>

ア 地域防災拠点：宮谷小学校、平沼小学校

イ みなとみらい21地区：高島中央公園、臨港パーク、ヨーヨー広場

(3) 横浜市管工事協同組合の訓練への関わり

これまでの訓練は、市民の皆さま（防災ライセンスリーダー等）に、災害用地下給水タンク開設の作業を担っていただきました。

しかし、地域防災拠点によっては開設作業を実際に担うことができる人材が不足してしまうことも想定されるため、応急給水作業の担い手の体制を整える必要があります。

このため、今年度から横浜市管工事協同組合が災害用地下給水タンクの応急給水訓練に参加し、担い手として応急給水作業を補助します。

(4) 横浜市管工事協同組合の発災時の関わり

発災時、横浜市管工事協同組合の組合員は災害用地下給水タンクに参集し、地域の実情に応じて、市民の皆さまによる開設作業の補助として、主に弁室内の安全確認等の作業を実施します。

(5) 問合せ先

水道局中村水道事務所

電話252-9001

5 平成29年度「西区運営方針」について

〔お知らせ〕

(区政推進課)

(議題5の資料参照)

本多区政推進課長

西区の運営の基本的な考え方を示す「平成29年度西区運営方針」を策定しました。策定した運営方針については、西区ホームページで公表し、広報よこはま西区版6月号でもお知らせします。

(1) 基本目標

つながりを大切に 誰もがにこやかしあわせにくらせるまち 西区へ

(2) 目標達成に向けた施策

ア 地域のつながりづくり

地域主体の取組や課題解決の場づくりを支援するとともに、つながりづくりを応援します。

イ いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで誰もが健康に暮らせる環境づくりとして、切れ目のない子育て支援、高齢者や障害のある人への活動のサポート、生活習慣病予防などの健康づくり等を進めます。

ウ 魅力発信・まちの賑わいづくり

「全国都市緑化よこはまフェア」等の大規模イベントを契機とした取組や、西区の歴史や地域資源を活かした伝統的な催事を地域・企業の皆さまと協働で実施し、西区の魅力発信・まちの賑わい創出につなげます。

エ 安全・安心なまちづくり

地域における自助・共助の取組を支援するとともに、横浜駅やみなとみらい地区等、大規模施設を抱える西区の特性に応じた防災・減災対策や、地域と連携した防犯対策、食中毒・感染症予防などに力を入れて取り組みます。

オ 親しみやすい区役所づくり

区民の皆さまに寄り添った、きめ細やかな窓口サービスを提供します。また、西区の取組や魅力などを、さまざまな広報媒体を有効に活用し積極的に発信します。

(3) 問合せ先

区政推進課企画調整係(4階49番窓口)

電話320-8327/FAX322-9847

【5月下旬に運営方針を自治会・町内会長宅あて送付します。】

6 「自治会町内会向け個人情報取扱い説明会」の開催について

〔お知らせ〕

(地域振興課)

(議題6の資料参照)

五月女地域振興課長

個人情報保護法の改正（5月30日施行）に伴い、自治会町内会を含むすべての団体が個人情報保護法の対象となりました。

しかし、個人情報は、個人情報保護法のルールに基づいて情報管理を行えば、基本的に問題が発生することなく、安全・適切に活用することができます。

個人情報保護法のルールについて学ぶ説明会を次のとおり開催いたしますので、御参加くださいますようお願いいたします。

(1) 開催日時

7月10日(月) 19時00分から20時00分まで

(2) 会場

西区役所3階3AB会議室(西区中央1-5-10)

(3) 内容

ア 個人情報保護法の改正内容について

イ 自治会町内会で会員名簿など個人情報を取り扱う際の注意点

ウ 要援護者名簿の取扱いがある際の注意点

(4) 定員

100名(会場の定員を超えるお申込みがあった場合は、人数調整をさせていただきます。)

(5) 申込み方法

電話又はFAXにてお申し込みください。

ア 申込期限

6月30日(金)

イ 申込先

地域振興課(4階47番窓口)担当:野村・市川

電話320-8386/FAX322-5063

【5月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

7 「西区防災情報付広報掲示板整備補助金」について 〔お知らせ〕

(地域振興課)

五月女地域振興課長

広報掲示板の良好な維持と地域住民による防災情報の共有を同時に促し、より安全で安心して暮らせる地域の実現を目指すため、防災情報を備えた広報掲示板の整備について、費用の一部を補助します。

(1) 補助対象団体

新設、建替、改良及び修繕の必要がある掲示板を所有する自治会・町内会及び地区連合町内会

※予算額を超過した場合は、優先順位の高い順に交付させていただきます。

(2) 補助対象となる条件

広報掲示板に防災情報（地域防災拠点名及び設置場所の海拔等）を恒常的に明示して頂くこととなります。

(3) 補助金額

広報掲示板（広告を掲載するものは除く。）の新設・建替・改良・修繕に要する費用の2分の1（補助交付金額の上限は5万円）

(4) 申請について

ア 申請方法

補助金の申請を希望される場合は、まずは地域振興課担当までご相談ください。

イ 相談・申請期限

6月30日（金）

(5) 問合せ先

地域振興課（4階47番窓口） 担当：野村、市川

電話320-8386 / FAX322-5063

8 平成29年度西区初期消火器具等整備補助の開始 について

〔お知らせ〕

（総務課）

（議題8の資料参照）

永峯総務課長

木造住宅密集地域等における減災対策として、自治会・町内会に設置されている消防用ホース等の更新や初期消火に有効なスタンドパイプ単品等の購入費用の補助を実施します。

この機会に、初期消火訓練や初期消火箱の点検を行っていただき、更新等が必要な場合は、ぜひこの補助制度を御活用ください。

（1）概要

ア 補助対象団体

初期消火箱を設置している自治会・町内会

イ 補助対象となる条件

西消防署立ち会いのもと、初期消火訓練及び初期消火箱の点検を行うこと

ウ 補助対象となる資機材

消防用ホース、筒先、可変ノズル、媒介金具、消火栓蓋開閉キー、スタンドパイプ、消火箱

エ 補助経費

初期消火器具の設置及び更新に要する経費の2/3に相当する額

（補助交付金額の上限は8万円）

（2）申請について

ア 申請窓口

補助を希望される場合は、まずは担当まで御相談ください。

総務課庶務係（4階51番窓口）担当：今野、吉澤

電話320-8310/FAX322-9847

イ 申請期間

6月1日（木）から12月28日（木）まで

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

【5月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

9 「弾道ミサイル落下時の行動」に関する広報よこはま6月号での周知について [お知らせ]

(市連会・総務局)

(議題9の資料参照)

永峯総務課長

広報よこはま6月号に、「弾道ミサイル落下時の行動について」と題して、以下の原稿を掲載しますので、お知らせします。

(1) 広報よこはま6月号原稿案 (※編集段階で文言等が差し替わる可能性があります。)

弾道ミサイル落下時の行動について

☎ 総務局危機管理課
☎ 671-2172 ☎ 641-1677

弾道ミサイルが発射され、日本に落下する可能性がある場合、緊急速報メールやテレビ、ラジオなどを通じて緊急情報が流れます。緊急情報が流れたら、速やかな避難行動・正確かつ迅速な情報収集をお願いします。

	正しい避難行動	近くに落下したら
屋外にいる場合	できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難	口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難
建物がない場合	物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を保護	
屋内にいる場合	窓から離れるか、窓のない部屋に移動	換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉

市が発信する情報は防災情報EメールやYahoo!防災速報でも確認できます。是非、活用してください。

(2) 問合せ先

総務局危機管理課

電話 671-2172 / FAX 641-1677

10 「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」について

〔お知らせ〕

(市連会・健康福祉局)

(議題 10 の資料参照)

山田高齡・障害支援課長

平成29年度から住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業を開始します。事業を御説明するためのチラシを作成しましたので、補助事業に該当するような活動がある場合には、地域ケアプラザ等に御相談ください。

(1) 補助の対象団体

地域で「要援護者等」に対する介護予防や生活支援の活動を行う団体に、その活動に係る費用を補助します。原則、法人格が必要ですが、一定の条件を満たすことで、任意団体であっても活動費(60万円/年)のみ補助の対象となります。

※「要援護者等」とは介護認定の要支援1・2またはそれに相当する方をいい、受入人数の半数以上が条件となります(29年度は緩和措置あり)。

(2) 補助の対象活動

ア 通所型支援

住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向け介護予防に資するプログラムを提供(週1回以上かつ概ね3時間以上)する場合

イ 訪問型支援

住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問(週1回以上)し、生活援助等の支援を提供する場合

ウ 配食支援

住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問(週1回以上)し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を提供する場合

エ 見守り支援

住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的も訪問(週1回以上)し、見守りのサービスを提供する場合

(3) 申請期間

ア 前期：5月22日(月)～7月14日(金)

イ 後期：8月21日(月)～10月13日(金)

健康福祉局高齡在宅支援課へ申請

【5月下旬に資料を自治会・町内会長宅あて送付します。】

11 横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた西区行動指針の策定について 〔お知らせ〕

（高齢・障害支援課）

（議題 11 の資料参照）

山田高齢・障害支援課長

「西区の地域包括ケアシステムに」については、これまで「にこまちプラン（西区の総合計画）」と一体的に取り組んでいます。

今年度は、区役所や社協、地域ケアプラザ等の組織や様々な職種が連携し、同一の目標に向かって取り組んでいけるよう、区の特性を踏まえた目標や取組を示す「地域包括ケアシステム構築に向けた西区行動指針」を策定します。

（1）西区行動指針の策定

この指針は、区役所や社協、地域ケアプラザ等が目指す姿・取り組みを共有していくもので、これまで、関係団体の皆様と話し合った内容や意見を現実に結びつけるため、西区役所が中心となって策定していきます。

（2）今後のスケジュール

ア 29年秋頃：素案・骨子の決定

イ 29年度末：西区行動指針策定

素案・骨子が出来上がった時点で内容等を御説明いたします。

（3）問合せ先

高齢・障害支援課（2階22番窓口）

電話320-8410 / FAX290-3422

[班回覧]

12 西区介護予防講座「女性の健康応援講座～尿もれが心配なあなたへ～」開催チラシの班回覧について〔依頼〕

(高齢・障害支援課)

(議題 12 の資料参照)

山田高齢・障害支援課長

多くの女性の困りごとである「尿もれ」について、知識の普及と予防のための講演会を実施します。

- (1) 日時
7月25日(火) 14時00分～16時00分
- (2) 場所
西区役所3階AB会議室
- (3) 講師
中田 晴美先生(東京女子医科大学看護学部 准教授)
- (4) 対象
概ね65歳以上 女性 50名(先着順)
- (5) 申込方法
電話又は窓口でお申込みください。
 - ア 申込期間
6月15日(木)から
 - イ 申込先
高齢・障害支援課(2階22番窓口)
電話320-8410

《依頼》 チラシ(A4判片面)の班回覧

【5月下旬にチラシを自治会・町内会長宅あて送付します。】

13 平成29年度第1回フードドライブ運動の開催チラシの班回覧について [依頼]

(西区社会福祉協議会)

(議題 13 の資料参照)

山下事務局長

- (1) フードドライブ運動について
まだ食べられるのに、色々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている人や団体に届ける活動です。
- (2) 対象の「たべもの」
穀類（お米、麺類、小麦粉など）、乾物（海苔、煮干しなど）、インスタント食品、レトルト食品、飲料（ジュース、コーヒー、お茶等）、お菓子（クッキー、せんべいなど）、ギフトパック（お歳暮、お中元）、保存食品（缶詰、瓶詰など）、調味料各種、食料油
※未開封で賞味期限が2か月以上あるもの、常温で保存が可能なものをお願いします。
- (3) 日時・会場
御提供いただける「たべもの」を受付会場に直接お持ちよりください。
 - ア 受付日時
6月1日（木）～15日（木） 10時00分～20時00分
 - イ 受付会場
西区社会福祉協議会
（高島2-7-1ファーストプレイス横浜3F）
 - ウ 配分期間
6月1日（木）～15日（木）
- (4) 今後の予定
平成29年度は6月を含め、全4回実施する予定です。
 - ア 第2回：9月1日（金）～15日（金）
 - イ 第3回：12月1日（金）～15日（金）
 - ウ 第4回：3月1日（木）～15日（木）
- (5) 問合せ先
西区社会福祉協議会
電話450-5005/FAX451-3131

《依頼》 チラシ（A4判両面）の班回覧

【5月下旬にチラシを自治会・町内会長宅あて送付します。】

14 シアター249（にしく）「ギブン」上映会のチラシの班回覧について [依頼]

（西区「みんなの学校」上映実行委員会）

（議題 14 資料参照）

阿部ガッツ・ビーと西所長

「障がいのある人も、高齢者も、子どもも、誰もが住みやすい地域、西区を創るにはどうしたらいいか？」そんなことを、映画の上映を通じて西区の皆さんと一緒に考える機会としたいと思います。

- （1）日時
6月17日（土）10時00分～12時00分（9時30分開場）
- （2）場所
西公会堂
- （3）参加方法
当日、直接会場にお越しください。
- （4）入場料
100円
- （5）問合せ先
地域活動ホーム ガッツ・ビーと西 担当：阿部
電話250-6506/FAX251-6315

《依頼》 チラシ（A4判両面）の班回覧

【5月下旬にチラシを自治会・町内会長宅あて送付します。】

15 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター市民講演会の開催チラシの班回覧について [依頼]

（脳卒中・神経脊椎センター）

（議題 15 の資料参照）

角経営改革推進担当係長

脊柱側弯症（せきちゅうそくわんしょう）は、脊柱（背骨）が変形する病気で、重症化すると手術による矯正が必要となります。早期発見・早期治療が大切な病気を正しく理解するための市民講演会を開催します。

- （1）日時
6月17日（土）10時30分～11時30分（10時00分開場）
- （2）会場
県民共済みらいホール（中区桜木町1-1-8-2）

（次ページに続く）

(3) 内容

「小・中・高校生の脊柱側弯症」

講師：脳卒中・神経脊椎センター 脊椎脊髄外科 町田 正文 氏

(4) 参加方法

先着300人。事前申し込みは不要です。当日直接会場へお越しください。

(5) 問合せ先

脳卒中・神経脊椎センター総務課

電話753-2500/FAX753-2859

《依頼》 チラシ（A4判両面）の班回覧

【5月下旬にチラシを自治会・町内会長宅あて送付します。】

16 「西区民児協機関紙「水仙」第20号」の班回覧について

〔依頼〕

（西区民生委員児童委員協議会）

（議題 16 の資料参照）

本間福祉保健課長

日頃から住民の相談に応じ必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めている西区民生委員児童委員協議会の機関紙「水仙」第20号が発行されましたので、御案内します。

(1) 問合せ先

福祉保健課運営企画係（2階27番窓口）

電話320-8436/FAX324-3703

《依頼》 「水仙」（A4判、8ページ）の班回覧

【5月下旬に「水仙」を自治会・町内会長宅あて送付します。】

[ポスター掲出]

17 第42回西区民まつりステージ出演者・「くらしの広場」出店団体の公募に関するポスター掲出について 〔依 頼〕

(西区民まつり実行委員会)

(議題 17 の資料参照)

五月女事務局長 (地域振興課長)

第42回西区民まつりのステージ出演及び「くらしの広場」出店について、参加団体等を募集します。

(1) 開催日時・会場

ア 開催日時

11月5日(日) 10時00分～14時30分 ※小雨決行、荒天中止

イ 会場

戸部公園、西前小学校等

(2) 公募内容

ア ステージ出演団体

対 象：加入者の半数以上が西区民(在住、在学、在勤)の団体等

イ 販売エリア「くらしの広場」出店団体

対 象：西区内で活動している非営利団体・店舗・企業及び企業の団体で組織される商店街、同業者組合等

区画概要：テント1張り(3.6m×2.7m、机2卓、椅子3脚を含む)

電源利用可(要申請)、最大2区画まで

出店料：7,000円/1区画(※ただし、企業等(企業の団体で組織される商店街等を含む)は10,000円/1区画)

(3) 申込期間

6月5日(月)～19日(月)(必着)

(4) 問合せ先

地域振興課(4階47番窓口)担当：佐々木

電話320-8386/FAX322-5063

《依 頼》 ポスター(A4判)の掲出

【5月下旬にポスターを自治会・町内会長宅あて送付します。】

[協力金の納入依頼]

18 「ふるさと西区推進委員会」協力金の納入について [依頼]

(ふるさと西区推進委員会)

五月女事務局長（地域振興課長）

「ふるさと西区推進委員会」では、「西区虫の音を聞く会」、「横浜かもんやま能」、「西区キャンドルアート」の開催や「西区民まつり」への協賛、西区の史跡等の保存支援事業を行っております。今年度につきましても、これらの事業を継続して実施していくために、協力金の納入をお願いいたします。

(1) 協力金

2,000円（各自治会・町内会）

(2) 納入期限

6月23日（金）

(3) 納入方法

地域振興課まで御持参いただくか、ゆうちょ銀行（郵便局）でお振込みください。

(4) 問合せ先

地域振興課（4階47番窓口）担当：相澤

電話320-8387 / FAX322-5063

《依頼》 協力金の納入

【5月下旬に依頼文を自治会・町内会長宅あて送付します。】